

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和5年7月13日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を計算し賦課する。</p> <p>【内容】 ①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告等情報の取得。 ②個人住民税の賦課決定・更正。 ③税額通知(納税義務者、給与支払者、年金保険者等) ④住登外者の課税に伴う他自治体への通知。また、他市課税に伴う資料回送。 ⑤個人住民税に係る減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ⑥特別徴収に係る給与支払者等からの申請、届出の受理。 ⑦他自治体との被扶養者等の各税務調査。 ⑧賦課情報に基づき、各種証明書(所得額、課税額証明等)の発行。 ⑨行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ⑩番号利用法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>
③システムの名称	ホスト(個人住民税システム)、税務LAN、eLTAX(審査システム・国税連携システム)、市民税課税台帳検索システム、市県民税減免支援システム、中間サーバー、番号連携サーバー、市県民税賦課支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二第27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59条の4)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いわき市財政部市民税課 970-8686 いわき市平字梅本21番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月12日	I 5②所属長の役職	市民税課長 水谷 勇一	市民税課長	事後	
平成31年2月12日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条)	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	事後	
令和2年9月18日	I 1③システムの名称	ホスト(個人住民税システム)、税務LAN、eLTAX(審査システム・国税連携システム)、市民税課税台帳検索システム、市県民税減免支援システム、中間サーバー、番号連携サーバー	ホスト(個人住民税システム)、税務LAN、eLTAX(審査システム・国税連携システム)、市民税課税台帳検索システム、市県民税減免支援システム、中間サーバー、番号連携サーバー、市県民税賦課支援システム	事前	
令和3年6月30日	I 1②事務の概要	【概要】 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を計算し賦課する。 【内容】 ①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告等情報の取得。 ②個人住民税の賦課決定・更正。 ③税額通知(納税義務者、給与支払者、年金保険者等) ④住登外者の課税に伴う他自治体への通知。また、他市課税に伴う資料回送。 ⑤個人住民税に係る減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ⑥特別徴収に係る給与支払者等からの申請、届出の受理。 ⑦他自治体との被扶養者等の各税務調査。 ⑧賦課情報に基づき、各種証明書(所得額、課税額証明等)の発行。 ⑩行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ⑪番号別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	【概要】 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税額を計算し賦課する。 【内容】 ①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から申告等情報の取得。 ②個人住民税の賦課決定・更正。 ③税額通知(納税義務者、給与支払者、年金保険者等) ④住登外者の課税に伴う他自治体への通知。また、他市課税に伴う資料回送。 ⑤個人住民税に係る減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知。 ⑥特別徴収に係る給与支払者等からの申請、届出の受理。 ⑦他自治体との被扶養者等の各税務調査。 ⑧賦課情報に基づき、各種証明書(所得額、課税額証明等)の発行。 ⑨行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ⑩番号利用別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	事後	
令和3年6月30日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号利用法第9条第1項 別表第一の16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和3年6月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月13日	I 1. ①事務の名称	市民県税賦課事務	個人住民税賦課事務	事後	
令和5年7月13日	I 4②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条)</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二第27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59条の4)</p>	事後	
令和5年7月13日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月13日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	